

訪問看護ステーションたてやま指定訪問看護

〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人徳洲会が設置する訪問看護ステーションたてやま（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師・その他従業者（以下「看護師等」という）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を支援提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その居宅において、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指して支援する。事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業の運営）

第3条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 訪問看護ステーションたてやま
2. 所在地 千葉県館山市北条字段所 520 番地 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- ・管理者 : 看護師 1名

管理者は、所属職員を指導し、適切な事業の運営が行われるように総括する。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事するこ

とができるものとする。

- ・職員：看護師（准看護師） 常勤換算方法で2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（非常勤職員）
※必要に応じて雇用し配置する。
- ・事務員 1名以上
請求事務その他必要な事務を担当する。
- ・業務の状況に応じて、職員数は増減する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は医療法人徳洲会就業規則に準じて定めるものとする。

1. 事業所の営業日は通常月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の休日、12月31日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。
3. 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護の提供方法）

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

1. 訪問看護の利用者がかかりつけの医師に申し出て、医師が交付した訪問看護の指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
2. 利用希望者または家族から事業所に直接申込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
3. 利用希望者に主治医がいない場合は、適切な主治医を紹介する。
4. 介護保険法の指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

（訪問看護の内容）

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導や助言
9. カテーテル等管理

10. その他、医師の指示による医療処置

(通常事業の実施地域)

第9条 館山市・南房総市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(健康保険の指定訪問看護利用料)

第11条 訪問看護を提供した場合、医療保険法に基づく本人負担分を徴収する。

2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者やその家族に対し、文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

3 その他の利用料として次の額を請求する。

- ・日常生活上必要な物品 実費相当額
- ・死後の処置 15,000円(税別)
- ・営業日以外の訪問看護 通常訪問利用料 1回につき2,000円を加算

4 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。(税別)

片道 5km未満 : 300円

片道 5kmを越える1km毎 : 50円加算

(介護保険の指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料)

第12条 訪問看護を提供した場合、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払を利用者から受けるものとする。当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額の各利用者の負担割合に応じた額を徴収す

るものとする。但し支給限度額を越えた場合は全額利用者の自己負担とする。

2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者やその家族に対し、文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

3 その他の利用料として次の額を請求する。

- ・日常生活上必要な物品 実費相当額
- ・死後の処置 15, 000 円 (税別)
- ・営業日以外の訪問看護 通常訪問利用料 1 回につき 2, 000 円を加算

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話等の活用も可能とする) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備をする。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第 14 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言をうけた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個

個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用も可能とする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備をする。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をする。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスを完結の日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年10月 1日より施行する。

この規程は、令和4年 6月 1日より施行する。

この規程は、令和4年 7月26日より施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。